

令和6年 第10回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和6年10月25日(金)					
開催場所	501会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
閉会時刻宣言	午後2時30分					
会長	小川 収一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	大野 謙一	出	1	松原 啓	出
	2	柴崎 寿男	出	2	宇津木 俊昭	出
	3	岡野 鈴代	出	3	小室 富保	出
	4	波田 二三雄	出	4	小室 一宏	出
	5	小川 収一	出	5	秋葉 正治	出
6	新井 功	出				

〔議案等〕

日程第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 232 m²
権利の種類：所有権

議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 198 m²
権利の種類：所有権

日程第4 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：大谷木 462 m²
転用の目的：自己用住宅敷地(宅地)

議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 377 m²
転用の目的：自己用住宅

議長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和6年第10回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。</p> <p>毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは本日は会議録署名委員に1番、2番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>◎日程第3 議案第1号</p>
議長	<p>議案第1号番号1農地法3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
委員	<p>譲受人は田を約1反、所有していますがご自身で耕作をしているのでしょうか？</p>
事務局	<p>譲受人は田植え機を所有していませんが、規模がそこまでひろくないた</p>

	め、都度、親戚から田植機を借りて耕作をしているとのこと。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号1農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第1号番号2農地法3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	写真にもありますが、ここには××があると思いますが、これは譲受人が××を置いているのでしょうか。
事務局	直接、そのように聞き取っていないのですが、申請地一体を譲受人が耕作していると伺っているため、譲受人が置いているものと推測します。
議長	議案第1号番号2農地法3条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号2農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第4 議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。

事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	農地を宅地にすることだと思いますが、周辺住民はこういったことを把握しているのでしょうか。
事務局	農地法の中ではないのですが、開発部門のなかに事前協議があります。周辺のどこまでなのかは分かりませんが、ある程度、周辺住民には説明にまわっていると思われま。
議長	議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第2号番号1農地法5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第2号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	××から実家のすぐ近くに来ると言うことで、これは××の実家になりますか？
事務局	貸渡人の××さんが、借受人の××さんの××に該当します。
委員	計画図をみると建築基準法の法外道路となっていますが、これは後退等を行わなくてよろしいのでしょうか？

事務局	まちづくり整備課に意見を伺いましたところ、今回の申請を止めることは法律上出来ないとのことで、さらに法外道路の送りには宅地等が存在せず、現時点では不利益を受けることはないので、後退等の義務は無いとのことです
議長	議案第2号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第2号番号1農地法5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和6年第10回農業委員会総会を閉会いたします。